

令和2年5月18日

新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについて（学生版、第4報）

教務委員長

石井勝弘

学生各位

5月14日に静岡県を含む39県が緊急事態措置の指定区域から除外されました。それに伴い静岡県の実施方針も変更されております。

新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについて（学生版、第3報）」を一部修正します。

しかし、感染拡大に引き続き注意が必要であるため、学習、研究、及び、事業実践活動について、以下の通りの行動を要請します。

この要請は5月18日（月）から5月31日（日）まで継続します。また、今後の状況に応じて変更されることがあります。

（登校について）

1. 浜松市及びその近隣区域（静岡県西部地方）在住の学生

登校することができます。大講義室で講義を受けることも可能です。

起業ルームを利用している学生は、できるだけ起業ルーム内で活動してください。

研究分野内の席を利用している学生は、指導教員と相談し、密な状態にならないようにしてください。

学内ではマスクを着用し、人と接する場合は、できるだけ2m以上距離を取ってください。

打合せ等を行う場合は、広い部屋を使うか、本館1階の吹き抜けを使ってください。

静岡県西部地方からの来客がある場合は、指導教員に相談し、学長の許可を得てください。

**2週間以内に特定警戒都道府県へ移動した場合は、登校はできません。**

**2週間以内に特定警戒都道府県の人と接触のあった場合は、体調に特に注意してください。**

2. 浜松市及びその近隣区域（静岡県西部地方）以外に在住の学生

**感染観察地域に在住の学生は、学習、研究、及び、事業実践活動で登校する場合は、指導教員を通じて学長の許可を得てください。**

**特定警戒地域・感染拡大注意地域に在住の学生は、学習、研究、及び、事業実践活動は、原則、在宅、または、所属先企業で行ってください。**

講義、ゼミ、打合せ等はインターネットを活用してください。

実験等でやむを得ず登校が必要な場合は、指導教員と相談し、学長の許可を得てください。

\*登校する場合は、1. に従ってください。

（体調不良の場合について）

3. 感染した場合

帰国者・濃厚接触者相談センターや医師の指示に従ってください。指導教員に連絡してください。

4. 海外からの帰国者、濃厚接触者等感染疑いのある場合

帰国者・濃厚接触者相談センターに問合せてください。指導教員に連絡してください。

5. 発熱（37.5℃以上）等の風邪などの体調不良の場合

自宅待機してください。指導教員に連絡してください。

6. 同居する家族等の風邪などによる体調不良の場合

自宅待機してください。

（外出自粛について）

7. 特定警戒地域・感染拡大注意地域への移動、および、その地域からの人への接触控えてください。

以上。